

三 役 挨 拶

一般社団法人 東京都調査業協会
会長 神谷 知宏

明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。会員の皆様のご支援とご協力により、円滑な組織運営が出来ましたことを感謝申し上げます。

昨年はコロナの収束の兆しが見えはじめた所、ウクライナ問題が発生し、国際情勢は不安定さを増しているようにみえました。このような世相の中、我が国では円安の影響から物価高が進み国民の日々の生活を圧迫しております。また半導体不足から商品不足になり、お金はあってもモノが買えないという状況に陥っております。このような困難から脱する為、我が国は様々な分野において課題をもって取り組まねばならない状況にあると思います。当協会においても同様で、下記を今年の課題として掲げます。

- ・会員の意見を協会に反映しやすいようにリモート会議も併用して支部会の開催を再開いたします。
- ・未加盟業者への入会の働きかけを積極的に行ない他団体との合併交渉を行なう事で会員数を増加させます。
- ・他団体との協賛も含め教育研修会を年2回開催致します。



- ・会員に対し、東京都は警視庁からの探偵業法の指導が他都道府県より厳格なため通達をより早くフィードバックします。

私はこのような課題を掲げ、協会員一丸となり、組織力を向上させていきたいと思う所存です。

終わりに皆様方の益々のご繁栄とご健勝をご祈念申し上げます、新年のご挨拶とさせていただきます。

《 目 次 》

▶ 三役挨拶	1
一般社団法人東京都調査業協会 会長 神谷 知宏／副会長 東野 光臣 専務理事 丸田 太郎／名誉顧問 高橋 新治	
▶ 寄稿	5
警視庁生活安全部生活安全総務課 防犯営業第三係主任 警部 佐山 幹 様	
▶ 都調協行事報告	6
理事会 支部会 委員会 他	
▶ 法律 日常生活での法律解説／第5回	8
ベリーベスト法律事務所 弁護士 和澤 晋平 様	
▶ 会社訪問／第23回	9
ALG探偵社(株式会社アヴァンセ・インテリジェンス) 代表取締役 柴川 誠	
▶ 特集	11
法人市場の開拓と営業戦略	

▶ 相談事例集	13
▶ 新入会員の紹介・会員一覧	16
▶ 広告欄	19
▶ 都調協のあゆみ	24
▶ 協会組織図	25
▶ 調査で困ったときの消費者サポートセンター	26
▶ 倫理綱領・自主規制	27
▶ 編集後記	28

三 役 挨 拶

副会長 東野 光臣



明けましておめでとうございます。

皆様には、平素より調査業界の発展と協会活動にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。新型コロナウイルスが発生して丸2年が経過し、未だ予断を許さない状態が続いておりますが、ワクチン接種や国民各位の感染予防対策、政府による景気回復策の施行により、国内によりやく活気が戻ってきたようにも感じております。

昨年はロシアによるウクライナ侵攻の影響で資源不足による物価高騰や安倍元首相殺害に端を発した世界平和統一家庭連合の献金問題など閉塞感を感じるニュースが多かった様に思います。

しかし、昨年2月に開催された北京冬季オリンピックで日本は冬季オリンピックで過去最多となる18個のメダル獲得という快挙を成し遂げました。さらに、スノーボード女子ビッグエアで村瀬心椛（ここも）選手が17歳で銅メダル、またカーリング女子日本代表の石崎琴美（ことみ）選手も43歳で銀メダルを獲得し、最年少及び最年長記録を更新しました。また、11月には中東で初めてとなるW杯カタール大会が開催

され、日本が優勝候補と言われていたドイツとスペインに逆転勝利し、2大会連続で決勝トーナメント進出という素晴らしい活躍を見せ、日本全体を沸かせてくれました。

日々目まぐるしく変化する社会情勢の中で、世代を超えた目覚ましい活躍と、目の前の難局を乗り越え新たな飛躍につなげようという熱い気持ちを感じ、頼もしく感じているところでございます。

当協会としても、コロナにより自粛していた親睦会や教育研修会などの活動も再開する予定です。会員の皆様には改めて案内をさせていただきますので、奮って参加いただきたく思います。親睦会では会員同士の情報交換の場として活用頂き、また教育研修会では皆様の事業の役立てていただける様なプログラムにしたいと思っております。皆様の事業の益々の発展を願い新年の挨拶に変えさせていただきます。



三 役 挨 拶



専務理事 丸田 太郎

夢の話し

令和五年、明けましておめでとうございます。

東京都調査業協会、会員の皆様におかれましては、益々ご発展の一年となりますよう、心よりお祈り申し上げます。

夢の話し・・・と申しましても、正月に私が見た正夢の話しの為に貴重な本紙面を割くわけではございません。『業界団体一本化』この言葉を口にするのと諸先輩方から「今までの経緯を何も知らない者が何を言うか」「過去に散々苦勞して今の状態になっている」「各団体、それぞれの事情があって、一本化など簡単に出来る話ではない」とお叱りを受けます。私、何度もお叱りを受けております。

しかも、諸先輩方のおっしゃる事は、全く以て、その通りであり、反論の言葉も反論する気もございません。それ故、今となつては『業界団体一本化』は、おいそれと口に出来ない禁句となりつつあり、その実現に至ってはまさに『夢の話し』であります。今日はその『夢の話し』をしたいのです。とは言っても過去の経緯や、これからの道筋は、

あまりに難しく、ページ数に限りがございますので、全部すっ飛ばして、仮に一本化した時のメリットだけを、好き勝手に挙げてみたいと思います。

・経営の効率化

例えば十の団体が一つに統合した場合、アナログ環境において、事務関連業務は十倍近くに増える可能性があります。しかし、デジタル環境においては、それほどの倍数にはなりません。十カ所あった事務局も一つに統合するなど、その他のランニングコストを含め、総合的に経営の効率化が図れます。

・情報の入り口を一本化する事のメリット

監督官庁からの通達が業界全体に伝播するまでの速度が飛躍的に速くなります。又、伝言ゲームが少なくなる為、情報の精度が向上します。顧客からの相談・問い合わせや苦情処理もフォーマットを統一する事で合理的になります。

・情報発信を一本化する事のメリット

常に業界の統一見解という形で答申・上申が行える為、その内容に一定の価値が付加されます。

・自浄作用が強化される

新規参入業者の入会率が上がり、教育研修の機会が増えます。協会未加入業者の特定が簡易になり、協会が働きかけることにより、情報から隔絶された孤立業者のガラパゴス化を防ぐ事が出来ます。結果、業界のコンプライアンス強化に繋がります。

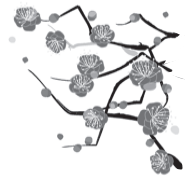
さて、都合の良い話しばかりを好き勝手に枚挙しましたが、当然、デメリットもあるでしょう。しかし、今回は『夢の話し』と銘打ってるので、『業界団体一本化』アレルギーの方はどうか、大目に見てやってください。そして、夢を見る分には、お金がかからず、夢は後続の有志に受け継がれる、という事もお忘れなく。



三 役 挨 拶



名誉顧問 高橋 新治



明けましておめでとうございます。

昨年は波動的に押し寄せるコロナ禍に加えロシアのウクライナ侵略に対する各国からの制裁に伴うエネルギー資源をはじめとするあらゆる原材料の高騰が世界的なインフレを呼び世界経済は翻弄されました。加えて我が国では北朝鮮による相次ぐミサイル発射で日本の危機管理の見直しを迫られています。

さて、私どもを取り巻く事業環境もコロナ禍に伴う在宅勤務の定着をはじめとするライフスタイルの変革もあって、宿泊業・飲食業等のサービス業はもとより、受身体質経営が定着している探偵業界は厳しい舵取りを強いられているのが実状でもあります。

この現状を打破し、安定した経営を持続するにはどのような手法を心掛ければ良いのか。

広告宣伝も一策ですが、一番肝心なのは法人からの安定受注のパイプを作ることです。

法人からの依頼を得るにはどのような接し方をすれば良いのか。第一は信頼出来る調査会社か、担当者はあらゆる相談事案に対し適切なドラフト（助言、戦略、的確な見積もり）の提示が出来るか、合法的な契約書の取り交わしはあるのか、クライアント企業の業界知識、経済、スポーツ、趣味等の話題にも幅広い情報を持って対応出来るか。

特に経済界の不祥事発生の時こそビジネスチャンスであり、予め事の顛末の理解と対応策について話せるかが大事であり、常に新聞、週刊誌等マスメディア情報に目を通し、情報収集に努め、状況分析するのは言うまでもありません。

それではどのようにして営業のターゲットを絞るか、まず、士業「税理士、公認会計士、弁護士」へのアプローチ。次に法人営業の策（業界名簿）を入手し、不祥事対応の実例を踏まえたダイレクトメールを発送する。

対象とする企業の置かれた業界での異業種交流会、ロータリークラブ、ライオンズクラブなどに入りメンバーとの交流で信頼を得たうえで体験談を交えた事業案内を自信をもって行う。

日調協、都調協等のメンバーとの交流により成功者の戦略等からヒントを得ると共に、優秀な人材との協力体制を整える。

新年にあたり種々の成功策を述べましたが、今年^{えんもくとじ}は卯年です。「鷹目兎耳」（…情報を集める能力の高い人）になり、皆様にとってより飛躍の年になりますよう、心より祈念致しまして新年のご挨拶とさせていただきます。





法令順守による適正な探偵業務

警視庁生活安全総務課
防犯営業第三係主任 警部 佐山 幹 様

令和5年の念頭にあたり、東京都調査業協会の皆様には、清々しい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

去年は、新型コロナウイルスの流行により2年間実施を見送ってきた教育研修会を実施するなど、探偵業の適正な運営に向け、会員の皆様が日々ご尽力されていることに敬意を表するとともに、会員の皆様に直接お話をさせていただく機会を頂けたことに改めて感謝を申し上げます。

さて、去年はウクライナ情勢や急激な円安などによる食料、燃料といった生活必需品の価格上昇など、先行き不安が人々の心の平穏を脅かしました。このような社会情勢のなか、旧統一教会の問題など、これまで法の規制が及びにくかった問題、東京オリンピックに係る贈収賄、談合事件など、有名企業による不正が次々と明るみに出ました。

こうした問題は探偵業界も無縁ではありません。マスコミ各社が大きく報じたため、既にご承知のことと思いますが、昨年、警視庁生活安全総務課では、精神疾患のある依頼者から、その心神耗弱に乗じて、電磁波攻撃、集団ストーカー等の調査契約を締結し、不法の利益を得ていた探偵業者を逮捕しました。

精神疾患のある人を食い物にする営業形態は、探偵業をはじめとした様々な業種に蔓延しています。こうした現状を放置することは探偵業界のみならず、社会全般にとって、健全とは言え

ないものであり、悪質業者を取り締まり、社会に警鐘を鳴らすため、刑事事件として捜査に踏み切ったわけです。

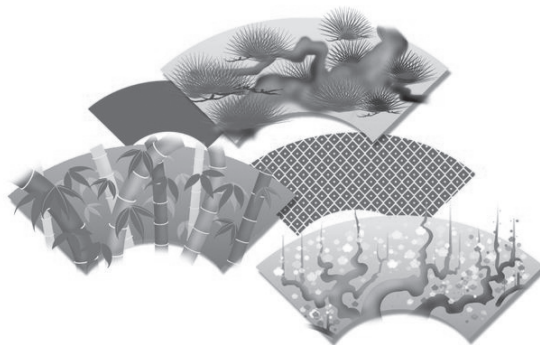
調査をしていく中で判明したのは、少なくない数の方が電磁波攻撃や集団ストーカー被害について探偵業者に調査を依頼していることでした。インターネットで「電磁波攻撃、探偵」と検索すると多くの業者のホームページがヒットします。

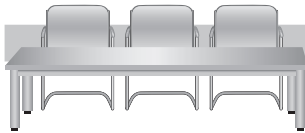
これらの実態を踏まえ、探偵業者の指導、取り締まりを業務とする当係としては、卑劣な業者を排除するため、引き続き捜査を展開して取り締まりを徹底していくとともに、行政の立場から再発防止に向けた各種対策を講じてまいります。

会員の皆様におかれましても、依頼者の言動から精神疾患等が疑われる場合には、安易に依頼を受けることなく、適切な対応を心がけて頂きたいと思います。

探偵業界の健全化と社会的信頼を向上させるため、会員の皆様には行政機関の施策へのご協力と探偵業法をはじめとする各種法令の遵守をお願い申し上げます。

結びに、会員の皆様のご健勝、ご多幸を祈念し、新年の挨拶に代えさせていただきます。





都調協行事報告

協会行事

令和3年 12月 8日 理事会（リモート会議）
令和4年 1月 13日 理事会（リモート会議）
令和4年 2月 9日 理事会（リモート会議）
令和4年 3月 9日 理事会（リモート会議）
令和4年 4月 13日 理事会（リモート会議）
令和4年 5月 9日 臨時理事会（ディアビル神田 会議室）
令和4年 5月 18日 理事会（リモート会議）
令和4年 6月 8日 理事会（和泉橋区民館）
総会（和泉橋区民館）
令和4年 6月 16日 第4回 運動不足解消ゴルフ
令和4年 7月 13日 理事会（リモート会議）
令和4年 8月 12日 理事会（リモート会議）
令和4年 9月 11日 理事会（リモート会議）
令和4年 10月 12日 理事会（リモート会議）
令和4年 10月 19日 一般社団法人 日本調査業協会 主催
実務教育研修会 協賛
令和4年 11月 17日 第5回 運動不足解消ゴルフ
令和4年 11月 9日 理事会（リモート会議）
令和4年 11月 30日 城西支部会
令和4年 12月 14日 理事会（和泉橋区民館）

第5回運動不足解消ゴルフ



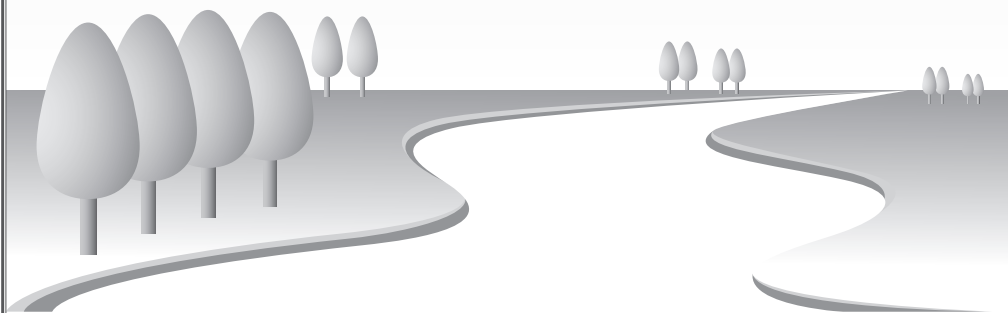
シリーズ記事

日常生活での法律解説

会社訪問

特集

相談事例集



Tokyoto Investigation Service Association

法律

日常生活での法律解説〈第5回〉

皆様、こんにちは。弁護士の和澤です。

今回は、事業を行う場合に頭を悩ませる種となる残業代について取り上げたいと思います。

近時の民法改正や改正法の施行により、以前とは状況が変わってきています。特に、①時効の問題、②中小企業に対する経過措置の終了について取り上げたいと思います。

①時効

残業代の時効は、本当は5年です!!!と言うと、各所から突っ込みが入るかもしれませんが、残業代の時効は、本当は5年なのです。労働基準法第115条を引用しますと「この法律の規定による賃金の請求権はこれを行行使することができる時から五年間、～略～行わない場合においては、時効によって消滅する。」とあります。ですから、残業代の時効は、「本当は」5年なのです。目からウロコと思いきや…この「本当は」というところが重要です。同法第143条第3項によれば、経過措置として、「百十五条の規定の適用については、当分の間、～略～『五年間』とあるのは、～略～『三年間』とする」と定められています。このカラクリによって、暫定的に、残業代の時効は3年となっているということです。

民法改正前の残業代の時効は2年でしたが、民法改正と同時にこの部分も改正になったのですが、民法改正の施行が令和2年（2020年）4月1日でしたので、同日以降に支払時期を迎えた未払残業代は、時効が3年になっています。実際のビジネスに対する影響を考えると、令和2年4月支払（うべきだった）分の時効は、令和5年4月と言うことになりますので、令和4年4月から1年程は、時効により消滅する残業代請求権は理論的に言って存在しないことになり、もしかすると、令和4年4月から令和5年3月の間は、残業代の請求をしてくる従業員は少ないかもしれません。

しかし、令和5年4月以降になると、残業代請求する従業員がドッと増えて来る可能性があります。しかも、皆3年分請求してくるかもしれません。くれぐれもお気を付けください。

②中小企業に対する経過措置の終了

実は、平成22年（2010年）4月1日施行の法改正により、月60時間を超える残業をさせてしまった場合、月60時間を超えた部分は、割増率が5割とされていました（労働基準法第3

ベリーベスト法律事務所

代表弁護士

萩原 達也 様

執筆者

弁護士

和澤 晋平 様

東京都港区六本木1-8-7
MFPR六本木麻布台ビル11階



7条第1項ただし書）。

ただし、この法改正も、経過措置によって、中小企業に対しては適用が猶予されていました（同法第138条）。この経過措置が、削除され、ついに、令和5年4月1日から施行されることになりました。

多くの会社が、この経過措置の適用による恩恵を受けてきたと考えられますが、近時の働き方改革や長時間労働自体の抑止の流れが加速する印象です。

ビジネスに対する影響としては、残業代の計算が一層厄介になるということ、一人の従業員に偏って残業させない方が、全体として見た時に人件費の削減になる可能性があるということではないかと思います。

残業代請求に関する実務を見ますと、不用意な就業規則の定め方、保管をしていたために、本来想定していた以上の残業代の支払義務を負ってしまうという会社をよく見かけます。使用者側としては、法令に則り、適切に就業規則を定め、運用することで、事業を円滑に運営することが出来ると思います。

これを機に今一度、貴社の就業規則の定め、運用方法を見直す、弁護士に確認させる等してみられるのはいかがでしょうか。



第23回

会社訪問

『都調協だより』に会社訪問の連載を始めて23回目となりました。
今回の訪問先は「ALG探偵社(株式会社アヴァンセ・インテリジェンス)」さんです。

商号 ALG探偵社
(株式会社アヴァンセ・インテリジェンス)
住所 東京都新宿区西新宿6-22-1
新宿スクエアタワー28階
電話 03-6304-2807
代表 柴川 誠
設立 2013年11月
届出 第30130348号



■会社の紹介をしてください。

弁護士法人ALG&Associatesの代表弁護士が、依頼者から「探偵社を紹介してほしい」と要請されたときに安心して依頼できる探偵社がなかったため、自ら設立に動いたのが始まりです。そこに広告担当と、探偵経験者である私が参画し設立に至りました。同弁護士法人の代表弁護士2名は監査役として経営に参画し、調査の適法性、調査料金の適正性、従業員の労務管理など様々な形で業務監査を行っております。探偵と弁護士は隣接業界ですから、両者が組むことによって問題解決へのプロセスが完成され、依頼者はメリットを得られると考えています。

■代表のご趣味は？

オートバイです。運転歴は30年ほどになります。好きで乗っていたものが仕事で役に立つ形となりました。将棋観戦も好きです。自分でもわかりませんが深浦九段のファンです。棋風よりも解説が好きなのかもしれません。

■この仕事を始めるきっかけは？

月並みな回答で恐縮ですが、「面白そう」「話のネタに困らなそう」「人と違うことをやってみたい」などが理由です。

■探偵業を始めてみてどうでしたか？

実際面白いですし、話のネタにも困っていません。個人的には新規顧客との面談が最も好きです。インターネットが発達し、それなりに透明性が図られるようになったとはいえ、探偵業界はまだ未成熟でマイナスイメージが先行していると言えます。そんな中、相談者は勇気をもって相談に来られるわけです。そのような相談者のイメージをマイナスからゼロにし、かつ実際の調査でプラスイメージに変えるのが好きです。ALG探偵社設立後に痛感したのは労務管理の難しさでした。これまでは「労働基準法の向こう側」で探偵業に従事しておりましたので(笑)、設立当初に基本ルールを勉強しました。

当初は「この業界で労働基準法なんて無理だろ」と思っておりましたが、今では慣れたものです。管理していると思うのは「労働者ってとても優遇されているな～」ということです。自分の給与を時給換算したら恐らく都の最低賃金を下回ることでしょう(笑)。その他にもこれまで様々な経験をさせていただき感謝しています。

■調査の具体的な方法やコツはございますか？
配慮できるか否か、でしょうか。その対象が「人」であれば、それが依頼者だったり一緒



第23回

会社訪問

に現場に出ている者を指しますし、対象が「環境（場所）」であれば張り込みや尾行の現場における環境を指します。対象は様々ですが、その場に応じてどのように配慮できるかによって成否が分かれると考えます。

■会社の目標を教えてくださいませんか？

私もこの業界に20年超お世話になっておりますが、調査の料金相場もバラバラで、調査員の技術水準もバラバラな業界であるのは昔から変わっておりません。そこで「上質な調査を適正な調査料金で」を目標に日々励んでおります。フランチャイズを含めた多店舗展開なども視野に入れております。

■業界の今後について、展望などをお聞かせください。

上記の通り、各社技術格差や料金格差が激しいことから、広告において他社を貶めて自社の優位性を説くような内容のものが多く感じます。他社の開発した新技術に対

して自社がさらにその上に行く技術で勝負するなら高次元の争いなので顧客としても利益を享受できるといえますが、他社を貶めて（注意喚起の意味合いが含まれていることは理解しております）自社の優位性を説くような内容では、低次元で顧客からの信頼が得られないと考えます。また本来であれば監督する立場にある業界団体の離合集散も激しく、似たような名称の協会・団体が乱立している状態です。このような現状では、顧客を混乱させるばかりで顧客の利益になっているとは言い難いといえます。前提は「依頼者の利益」です。依頼者の利益追求に即した運営をする業者が増え、また団体の統一が図られることを願っています。

■ありがとうございました。業界の発展のため、今後もよろしくお願いいたします。



特集 法人市場の開拓と営業戦略

今年の経営戦略『兎年…鶯日兎耳(えんもくとじ)※』で成功するには！ 名誉顧問 高橋 新治

調査業は待ちの事業とよく言われますが、その業務範囲は幅広く、多岐にわたります。私は永年都調協および日調協で苦情処理担当をしていますが、つくづく感じるのは、探偵業のみの展開では生業が不安定になる為もあってか「クレーム」を起こす事業者が少なからず有ります。

その殆どは掴んだお客様に対し、ありとあらゆる手立てをもって不安心理を煽ると同時に調査を成功させるには、大掛かりな体制が必要と称し、多人数の動員と長期にわたる調査を説いたあげく、パック料金に入ると割安になるとして、多額の料金を徴収する仕組みにし受件します。しかし調査が未熟なためか、報告期日が来てもまともな結果が出ず、途中何度催促しても放置し、なしのつぶてとなり「クレーム」に発展するケースがみられます。

このようなクレームを起こす業者は組織が未熟なうえ、末端までの事業形態が整っていないため起きていると思われます。

このような悪循環を断ち切るには、困って依頼してくるお客様の心情に寄り添った対応を心掛けなくてはなりません。

その為には従業員の教育研修はもとより代表者自らの人格鍛錬も大切なのは申すまでもありません。

クレームは経営不安定な業者に多く、いかにして安定経営への戦略組み立てを行うか、まず、法人からの安定受注獲得の方策を練ることからスタートすべきです。

※法人からはどのような調査ニーズがあるのか。

人事関連調査

- ・新卒・中途の採用調査
- ・幹部登用に際しての身辺調査

- ・身元保証人の保証能力調査
- ・役員子女の婚姻相手身辺調査
- ・問題社員の身辺調査、反社会的勢力との関係関与調査

社内不祥事の未然防止策と事後対策

- ・金銭トラブル…横領などの裏付け
- ・機密情報漏洩等の実態解明調査
- ・「パワハラ」「セクハラ」「モラハラ」等の裏付けとこれらを理由とする有給長期休職者の生活実態調査

法人関係の特殊調査

- ・債権保全調査：取引先の代表者および家族を含む動産・不動産調査
- ・出資子会社および金融支援先企業の役員による不正解明調査
- ・取引先企業の反社会的勢力との関係関与についての調査
- ・増資引受人および第三者割当引受人に関する反社調査

具体的に法人開拓するにはどのような準備から入るのか。

日頃から日経新聞はじめ経済専門誌（東京商工リサーチ・帝国データバンク等の日刊情報）等を事細かく読み熟し、自分の強い業界を作り、経済環境の分析をすると共に、業界内のスクープ記事（業績・人事・事業計画・不祥事・M&A）などを常に整理し、業界通になる。絞り込んだターゲット企業に関する情報を集約し、事件・不祥事の起きた業界に的を絞りアポ取りに入る。

特集 法人市場の開拓と営業戦略

アポの取り方

東京都調査業協会・会員の〇〇ですが、今般起きた〇〇社の不祥事に関し、事件の顛末の確認と未然に防ぐ方策の意見を伺いたいとしてアポを取り、面談の機会を得たなら、それまで集めた情報を基に事件の未然防止策を事例をもって説明（この際、要点をレポート等にまとめ持参）する。

この際、業界の景況（成長企業や倒産企業の話題を提示）を話せると良い。

訪問する同一業種の数が増えれば増えるほど、多くの情報が集まると共に、業界通となり、人脈も広がる。

成功への道

ある分野で一流になるには興味を持ったことをどんどん勉強する。

その勉強は決して無駄になることはなく、必ず役に立つので、まず最初の一步を踏み出すこと。

大切なのは始めることです。

勝利を開くのは勇気の一步からです。

今年はどのような業界でも良いから必ずチャレンジしてみてより充実した年として下さい。

※トビの目は遠くのことまで目ざとく見つけることが出来、兎の耳はどんな小さな音も良く聞こえるという意で、そのように鋭い目と耳を持った鋭い人。



相談事例集

このページではこれまで都調協会員に寄せられた様々なご相談の中から、印象深いご相談の一例をご紹介します。

(※守秘義務により、相談者名及び担当者名は匿名とさせていただきます。)

【ご相談者：39歳男性（対象者：48歳女性）】

今回のご相談内容は、転職されて一人暮らしを始める為に12年前ご実家を出た、9歳年上のお姉様のこと。

当初はご相談者様も何度か連絡は取りあったものの、7年前から急に携帯電話も繋がらなくなってしまい、お姉様からの連絡は一切途絶えてしまったそうです。

ご相談者様は「今どこで何をしているのか全く分からず年齢を重ねた母がとても心配をしているので姉を探し出したい。」というお気持ちで相談室にお越しになられました。

私たちはご相談者様のお話の中から可能な限り手がかりを探し出そうと、これまでの経緯を聞き出しました。

お姉様は転職されてからお金の使い方が激しくなり、一人暮らしをし始めた頃、一度だけ実家に男性を連れてやって来たそうですが、その時に100万円ものお金を借りて帰ったようです。

後から知ったことなのですが、その他にも多方面での借金があったようです。

その後何度か引っ越しを繰り返していたようですが、いつの間にか連絡が途絶えてしまったそうなのです。

ご相談者様はそのような話をしていましたが、その中で何故か本心から「姉が心配で会いたい。」というような言葉は一切出てこなかった事に私達は少し疑問を感じました。

お姉様と連絡が取れなくなってから7年の間にお父様が亡くなられているというお話も伺いましたが、何故その間に一度も探そうと思われなかったのか不思議に思い、尋ねてみました。

ご相談者様の話によると「父と姉は仲が悪かったので、あえて積極的に探してまで姉の居所を知らせなくても…」と思われたそうです。

では、何故今頃になって捜したいと思われたのかをお聞きしましたところ、お母様が近々引っ越しをすることになり、そうすると唯一連絡がとれる実家がなくなってしまうことになるので、今後もしお姉様が連絡をしたくなっても完全に連絡がつかなくなってしまう為、どうしても探したいと思われたようです。

家出ではなく、長い間連絡が途絶えている兄弟・姉妹探しというのは比較的危機感は薄いもの

なのですが、今回のご依頼者様からは通常とは少し違う、並みならぬ強いご意思が伝わってきました。

我々は調査会社としての経験とノウハウを駆使して綿密な調査を続けました。

そして暫くして、調査員から待ち焦がれていた知らせが入ってきました。

ついに「お姉様の居所が判明しました！」との吉報が届いたのです。

実際にお姉様と再会していただくまでの間、若干時間がありましたので、その間にご依頼者様にはお姉様にお渡しするお母様からのお手紙を準備して頂きました。

その後再会を果たしたお姉様に、お母様からのお手紙を無事お渡しすることが出来ました。

するとその直後に、お姉様からお母様に電話が入ったそうです。

「お金の事もそうですが、今まで大変な心配をかけてしまい本当にすみませんでした。長期間子育てに追われ、その間に幾度となく引っ越しもしなければならず、自分自身を振り返る余裕が全くありませんでした。連絡ひとつすることも出来ず、本当にごめんなさい。私もお母さんのことがずっと気がかりでした。」と話されていたそうです。

ご相談者様の「私もこれでようやく肩の荷が下りました。ここ数年来崩れていた私の健康も少しは回復すると思います。どうもありがとうございます。」と喜びにあふれたお声を聞いて、私達も本当に嬉しく思いました。

人探し調査の結果を出すこと、それがご相談いただいた方々の諸問題の解決の糸口になれば、私達調査会社にとってこれほど嬉しいことはありません。





新入会員の紹介

株式会社 誠・シークレット・サービス・コンサルティング
代表取締役 田丸 誠

■調査業（探偵業）を始めたきっかけを教えてください。

警護についても調査が必要なが増えた為。

■代表の趣味を教えてください。

スキューバダイビング スキー フットサル 映画鑑賞などです。

■貴社の得意分野を教えてください。

素早い立ち上がりからの警護や調査。
警察届出支援・協業支援です。

会員一覧

(株) テイタン	中央区	TEL 03-3564-1351
アーガスリサーチ	荒川区	TEL 03-3801-1122
(株) ティー・ディー・エー	新宿区	TEL 03-6457-8110
(一社) 日本儀礼文化調査協会	新宿区	TEL 03-5379-3881
山口会計事務所 調査部	立川市	TEL 0425-37-3111
(有) 英探偵事務所	八王子市	TEL 0426-20-8723
(株) アビリティオフィス	港区	TEL 03-6206-1511
品川調査事務所	品川区	TEL 03-5437-5474
(株) 株式会社 T M R	千代田区	TEL 03-3219-5391
青木ちなつ探偵調査	足立区	TEL 03-5831-3355
アール・アンド・アイ	品川区	TEL 03-5798-4688
(株) ティー・アール・エス	港区	TEL 03-3454-3681
井原探偵事務所	港区	TEL 03-6869-1685
ステイシー総合調査室	港区	TEL 03-6435-0096
コレクト民事調査事務所	新宿区	TEL 03-3209-7100
ヒューマン探偵事務所	渋谷区	TEL 03-3780-4880

会員一覧

(株) 磯部調査事務所	新宿区	TEL 03-3353-5733
(株) T S C	千代田区	TEL 03-3255-3001
鮎川調査事務所	千代田区	TEL 03-3263-7037
(株) 東野調査事務所	港区	TEL 03-6273-3290
(株) 児玉総合情報事務所	中野区	TEL 03-3365-0015
(株) J a p a n P I	新宿区	TEL 03-3362-3939
(株) 雑用社	足立区	TEL 03-3888-0088
(合) T・I. U.	世田谷区	TEL 03-6447-9161
(株) M R	豊島区	TEL 03-5396-2444
(株) シークレットサービス	新宿区	TEL 03-3363-7591
(株) スターライト	新宿区	TEL 03-6273-1771
レストルジャパン 2 1 (株)	千代田区	TEL 03-5820-1884
なのはな探偵事務所	千代田区	TEL 03-6261-2044
A L G探偵社 東京	新宿区	TEL 03-6804-2807
東洋情報研究所	港区	TEL 03-5770-5740
総合探偵事務所ネクストムーブ	港区	TEL 03-6721-6636
C P I 探偵 総合調査	渋谷区	TEL 0120-739-555
(株) T e R	目黒区	TEL 03-5731-0064
(株) J . P . A .	豊島区	TEL 03-6802-8160
バーチリサーチ	大田区	TEL 090-1016-6794
P I ジャパン	品川区	TEL 03-3713-6534
(株) 愛晃リサーチ	港区	TEL 0120-545-432
A O I 総合調査	足立区	TEL 03-5837-4726
ツイセン (株)	墨田区	TEL 03-6659-5946
(一社) 警備員信用審査協会	東村山市	TEL 080-3966-5318
(株) 九段調査事務所	千代田区	TEL 03-5357-1771
(株) E C I	千代田区	TEL 03-5289-4689
事件相談古村事務所	新宿区	TEL 03-6273-0550
(株) H R C	千代田区	TEL 03-5820-1881
尾形直哉	世田谷区	TEL 080-4054-0025

会員一覧

A&Y	中野区	TEL 080-1920-2592
横浜青山探偵事務所	中央区	TEL 0120-100-267
小山田探偵事務所	豊島区	TEL 080-6790-0311
アシスト探偵事務所	豊島区	TEL 0120-970-166
野田純之介	世田谷区	TEL 080-2707-7242
J M 2 探偵事務所代表	千代田区	TEL 03-5577-6023
(株) 探偵. C o m	中央区	TEL 080-2379-2368
(株) 誠・シークレット・サービス ・コンサルティング	目黒区	TEL 03-5724-3994
(株) GEX INTERNATIONAL	港区	TEL 03-6812-9992

<賛助会員リスト>

家樹 (株)	中央区	TEL 03-3538-8220
ベリーベスト弁護士法人	港区	TEL 03-6234-1585
I R S 総合調査埼玉	埼玉県	TEL 049-263-4661
渡邊調査事務所	埼玉県	TEL 048-793-7185
千葉事務所	千葉県	TEL 090-4070-2682
坂田探偵事務所	茨城県	TEL 080-1077-1335

〔東京都調査業協会 2023年行事予定〕

- 2月 9日 (木曜日) 麻雀大会
- 4月14日 (金曜日) 運動不足解消ゴルフ
- 6月14日 (水曜日) 総会
- 7月19日 (水曜日) 教育研修会
- 10月16日 (月曜日) 運動不足解消ゴルフ

広

告

欄



謹賀新年

一般社団法人 東京都調査業協会



一般社団法人 警備員信用審査協会

代表 篠田 耕治

080-3966-5318

東京都東村山市久米川町4-15-6 サン桜マンション101

株式会社 東野調査事務所

代表取締役 東野 光臣

TEL03-6273-3290

東京都港区西新橋2-4-4 小里ビル4階

株式会社 児玉総合情報事務所

代表取締役 金澤 秀昇

TEL03-3365-0015

東京都中野区東中野5-3-1 関口ビル3階

青木ちなつ探偵調査

代表 知名 宏樹

☎0120-252-250

東京都足立区島根3-7-1

株式会社愛晃リサーチ

代表取締役 金子 和男

☎0120-54-5432

東京本部／東京都港区新橋2-16-1 ニュー新橋ビル7F

品川調査事務所

代表 神谷 知宏

TEL03-5437-5455

東京都品川区西五反田2-15-10 グリンドール五反田703

ヒューマン探偵事務所

所長 白鳥 泰彦

TEL03-3780-4880

東京都渋谷区恵比寿西2-4-7 NNステーツビル4F

バーチリサーチ

代表 清原 健太

TEL03-4405-9635

東京都大田区北嶺町12-15 loscalo201



VB ベリーベスト法律事務所



代表弁護士 萩原 達也

〒106-0032

東京都港区六本木1-8-7 MFPR六本木麻布台ビル11階

TEL **0120-666-694**

URL **<https://www.vbest.jp/>**

東京都調査業協会顧問



弁護士 小名雄一郎

〒107-0052

東京都港区赤坂1-1-17 細川ビル708号

TEL 03-3583-6277

FAX 03-3583-6547

あいおいニッセイ同和損保

MS&AD INSURANCE GROUP



〒150-8488

東京都渋谷区恵比寿 1-28-1

<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>



情報を、解決力に。

FUGAKU RESEARCH

フガク リサーチ

フガクリサーチは、児玉総合情報事務所の企業向けウェブサイトです。

株式会社 児玉総合情報事務所

Kodama Intelligence Service

TEL **03-3365-0015**(代)

URL : <https://fugaku.info>



広

告

欄



総合調査業（創業40年）

代表取締役

高橋新治

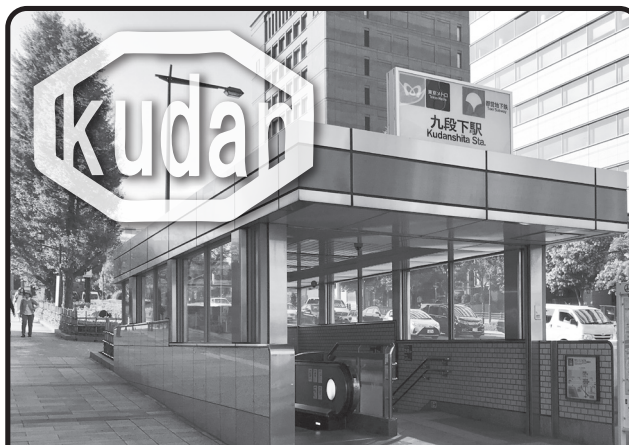


ホームページ <http://tokyo-kei.co.jp>

株式会社 TMR

東京都千代田区神田錦町1-19-1 神田橋パークビル6階

TEL 03-3219-5391
FAX 03-3219-5396



株式会社 九段調査事務所

東京都千代田区九段北1-5-5 東建ニューハイツ九段313号

代表取締役／内田 貢司

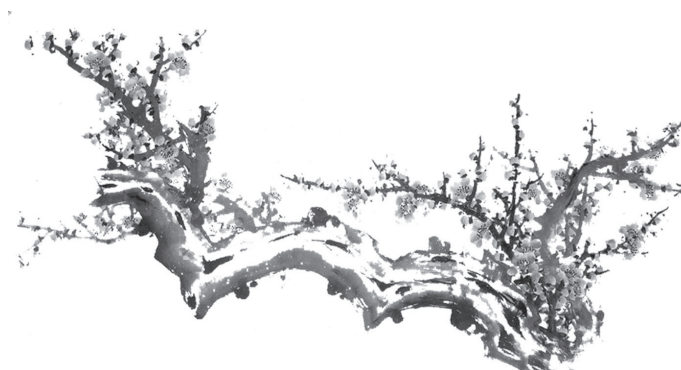
☎ 0120-773-491

TEL 03-5357-1771

FAX 03-5357-1772

メール : info@kudanchosa.co.jp

ホームページ : <http://kudanchosa.co.jp>



あなたが抱える不安や 揉め事を「プロ」が解決



探偵マッチング
探まち

交際相手や旦那の浮気、過去の恋愛遍歴が知りたい。

インターネットで中傷されて困っている。

小さい頃、離婚した両親に会いたい。

社内不倫、パワハラ対策の相談をしたい。

中途採用した社員に関して信用調査をしたい。



探まっちとは

創業75年日本屈指!!老舗の探偵事務所「児玉総合情報事務所」が運営する、探偵マッチングサービスです。面談による厳粛な審査を通過した、本当に信頼できる探偵だけをご紹介します。最適なマッチングで、貴方のお悩みを解決いたしましょう。どんなお悩みでも、お気軽にご相談くださいませ。

3つの安心

探偵のサポートも!!

創業75年 日本の老舗探偵社が運営する探偵社ご紹介サイト



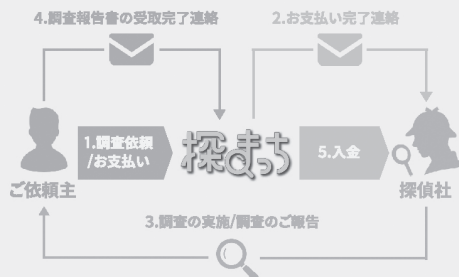
日本に6000社ある探偵社のなかでも日本屈指の歴史を持ち、民間の探偵養成講座を最初に始めた探偵社である株式会社児玉総合情報事務所が運営しております。

弊社は一般の方に探偵社の活用方法に関する情報発信やアドバイスをを行い、探偵業界の健全化、及び堅実な運営を徹底して行っております。

お客様に安心してご利用いただき、問題解決の貢献をすることが私たちのモットーです。

ユーザーも探偵も安心!!

業界初!! 調査料金一時預かりシステムでトラブル未然防止



探偵社の中には、調査料金を後から多額に請求するなど、本当に調査を行っているかも不透明で悪質な探偵社もあります。

消費者センターの調べによると、探偵社とのトラブルは料金トラブルが最も多いというデータが出ているため、それを未然に防ぐシステムを取り入れました。

「探まっち」は調査料金を一時的にお預かりさせていただき、調査が完了してから探偵社へのお支払いという流れとなっております。

お客様がご納得された上でお支払いとなるため、不当な料金を支払うことがありませんので安心して依頼をすることができます。

オンライン面談で審査!!

厳しい審査基準、面談をクリアした探偵社を選定



株式会社児玉総合情報事務所は、探偵業界健全化及びコンプライアンス強化の徹底を行っております。

厳しい審査基準・面談を通過した探偵社のみが集まる「探まっち」だからこそ、お客様のご要望に合う探偵社をご紹介しますことができます。そのため“お願いしてよかった”との喜びのお声も日々いただいております。

また、専門家の指導を受け、法律を遵守しているかを適宜確認することで探偵社のコンプライアンスチェックを欠かさずしており、さらには探偵社に対しても相談窓口を設けてアドバイスをするなど、探偵技術の適正化・向上に貢献しています。

ご依頼の流れ

- ① 1分オンライン診断
- ② 探偵とマッチング
- ③ 仮払い
- ④ 依頼開始

探偵登録の流れ

- ① フォーム入力
- ② 審査
- ③ 登録
- ④ 依頼者からのオファーを待つ



都調協のあゆみ

一般社団法人 東京都調査業協会のあゆみ

一般社団法人東京都調査業協会は1988年（昭和63年）政府認可を受け、警察庁所管の社団法人日本調査業協会の中核団体として発足し、都内各地域に4支部を有して活動を続けています。

当協会は探偵・調査業界の健全化を図るため、管轄警察署への定期的訪問を通じて、業界の現状説明や苦情処理活動等の活動を行っております。

更に、各区役所相談窓口、国民生活センター及び各消費者保護団体を通して、情報交換、対策等を兼ねた「無料消費者セミナー」を随時開催して、消費者保護団体から厚い信頼を受けております。

当協会は平成18年（2006年）6月に施行された探偵業の業務の適正化に関する法律（探偵業法）に規定する調査契約書・重要事項説明書を警視庁の指導の下に作成し、各会員に対しその使用を勧め、一般消費者を保護し、法令遵守を図っています。

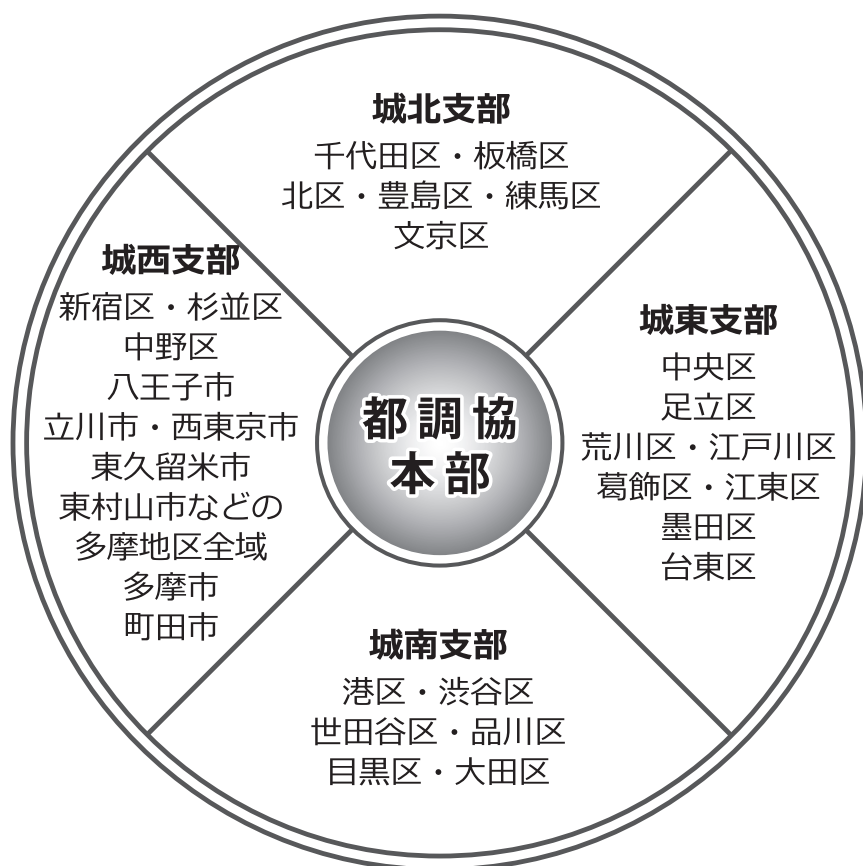
当協会は入会希望者に対して、一般消費者及び探偵・調査業界に害をなすと思われる業者を完

全に排除するため多項目の規程を設け、厳格な入会審査を実施しています。さらに会員に対しては技術の向上、倫理の徹底を図るため定期的に警視庁係官、弁護士等を講師とした教育研修会を実施し会員の意識向上に努めております。

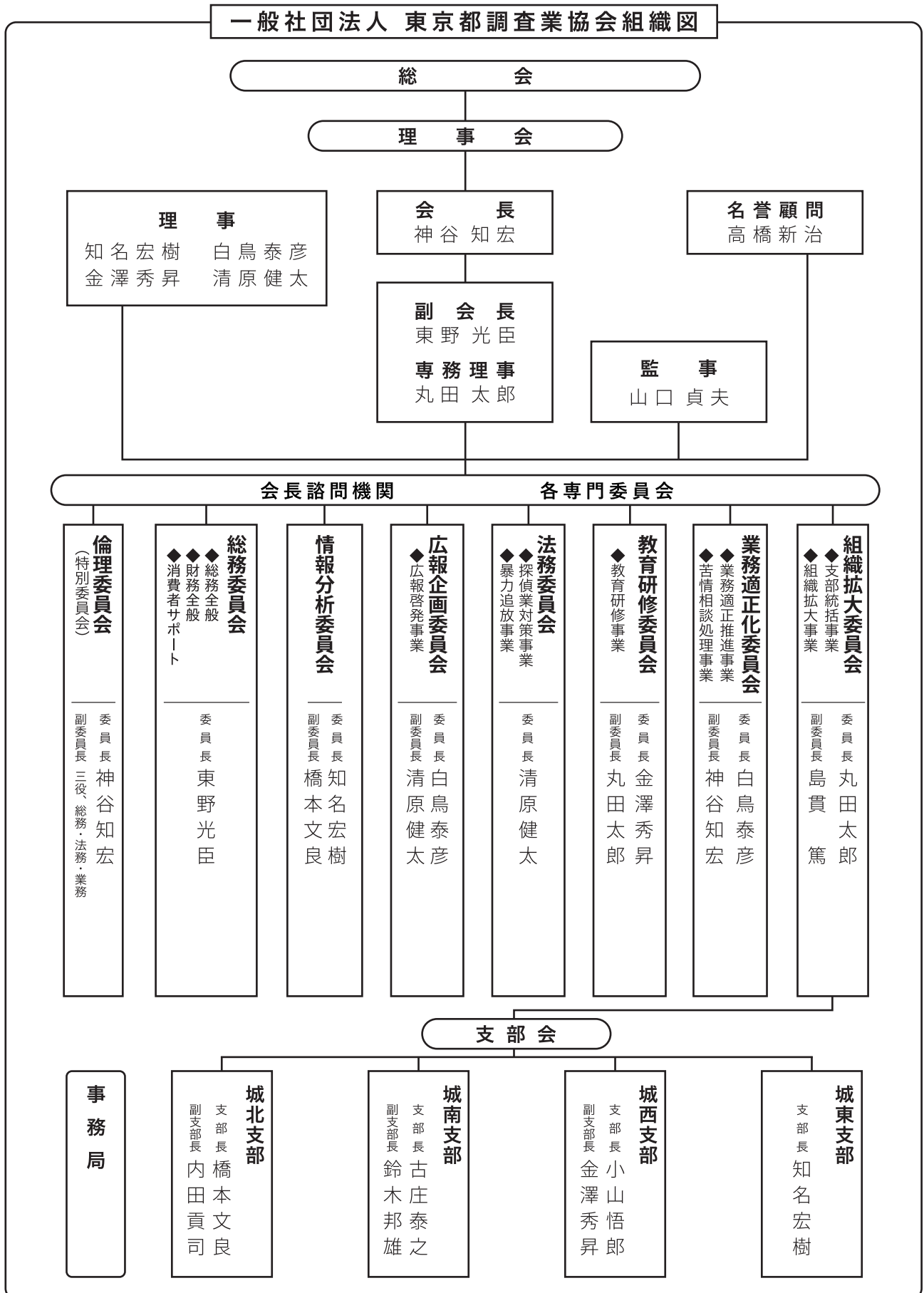
これらの一環として、苦情処理機関を設置し、一般消費者からの苦情相談を受けて、会員・未加盟員を問わず苦情処理業務を行い、苦情の多い会員には業務改善指導をなし、業務改善がなされない場合には「除籍処分」としています。従って、悪質業者は当協会の会員として存在できないことになっています。

探偵・調査業界には、誇大広告と思われるホームページを掲載している悪質業者が少ないながら存在し、利用者に不安を抱かせていることも現状です。

当協会は、発足以来、業界を健全化し、正当な探偵・調査業者が消費者の方々から、正当な評価を受け、安心して調査の依頼ができるような環境づくりに取り組んでいます。

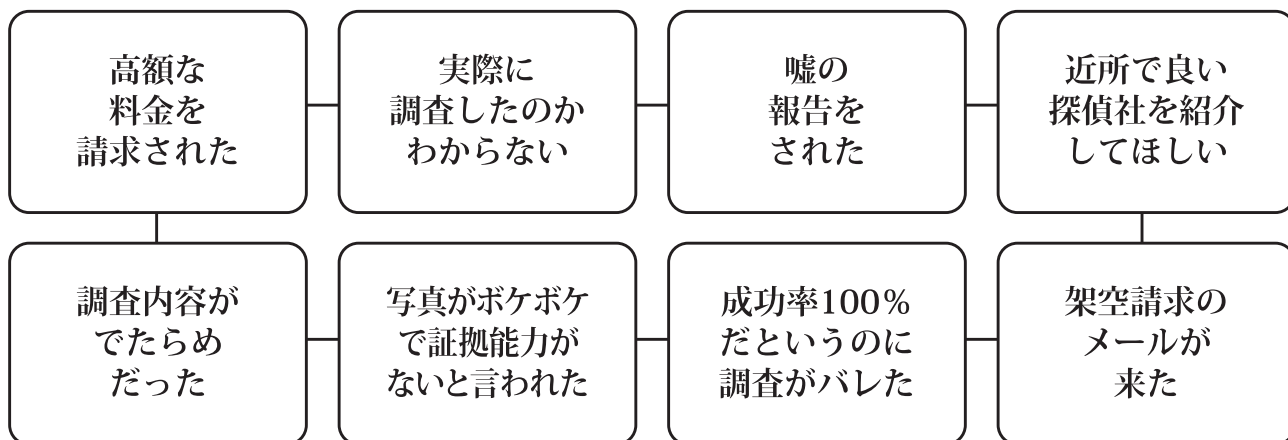


協会組織図



調査で困ったときの消費者サポートセンター

★★★こんな時には…★★★



突然ふりかかった人生における一大事、あなたはまず誰に相談しますか？
 問題解決の第一歩は調査会社選びです。しかし、実際に信頼できる調査会社はどこなのか、依頼した調査会社に対するクレームや調査会社を名乗る架空請求をどこに相談したらよいのかわからないなど、「調査会社」に関する消費者の悩みはさまざまです。そんなときに役立つのが一般社団法人東京都調査業協会の相談窓口「消費者調査サポートセンター」です。

消費者調査サポートセンターのご案内

一般社団法人東京都調査業協会では、消費者の皆様から調査に関するご相談、ご依頼を承る『消費者調査サポートセンター』を設置しております。

この『消費者調査サポートセンター』では、当協会において一定の基準を満たした優良な会員がご相談を担当させて頂いております。

下記フリーダイヤルにお気軽にご相談下さい。

調査に関するご相談は・・・

**消費者調査
サポートセンター**

専用フリーダイヤル

トーク ヨクマル

0120-109-490

東京都千代田区岩本町2-6-12 曙ビル402号 一般社団法人東京都調査業協会 事務局内

一般社団法人

東京都調査業協会倫理綱領

一、職責自覚

会員は、探偵業の業務の適正化に関する法律を遵守し、業務を公平公正に実施するよう努めること

二、信義誠実

会員は、調査を誠実に実施して正確を期し、信義を重んじ適正な料金とするよう努めること

三、法令遵守

会員は、業務の遂行に当たっては常に法令を遵守し、社会倫理および公序良俗に反することのないように努めること

四、人権尊重

会員は、常に人権尊重、擁護に配慮し、他人の名誉権益を棄損したり差別調査を行ってはならない

五、自己研磨

会員は、常に人格を磨き、業務の知識・技能の向上に努めること

六、融和協調

会員は、互いに融和協調を図り、団結して業界の発展に努めること

一般社団法人

東京都調査業協会自主規制

一、基本的人権を侵害する調査は実施しない

二、公序良俗に反する調査は実施しない

三、人の平穏を害する調査は実施しない

四、調査結果の誇大及び虚偽の報告は行わない

五、不適正な広告掲載や非合法的な営業活動および調査は実施しない

編集後記

年明け早々ふさわしくないかもしれませんが、新年のご挨拶ではなく、あくまで「編集後記」ということでご容赦下さい。

暗い話で申し訳ございません。

昨年も身近な方々が次々と逝去しました。

「死は平等に訪れる」といいますが、まだまだこれからという時に本当に残念でなりません。

この協会という器の中で、たくさんの方が汗を流し、協力しあい、時に反目しあい、涙を流し、笑い、そして去って行きました。

それでも、これだけ長い間、器は残り続けているというのは実はすごいことなのではないでしょうか？

大きな時代の波で、人々の価値観、倫理、社会との関わり方などが大きく変化しました。昔通りの考え方、やり方が通用しなくなりつつあるのを肌で感じているのは私だけではないでしょう。

ただ、だからこそこういう変わらない、変えてはいけないもの、器を守り続けることは本当に価値ある営為なのかもしれません。

この器の末席に身を置く者として、本年も皆様にとってご多幸でありますよう心よりお祈り申し上げます。

一般社団法人 東京都調査業協会
広報企画委員長／白鳥 泰彦



表紙写真（撮影場所／上野恩賜公園内）

【広報企画委員会】 委員長／白鳥 泰彦
副委員長／清原 健太
委員／東野 光臣
橋本 文良

消費者調査サポートセンターのご案内

消費者調査 サポートセンター

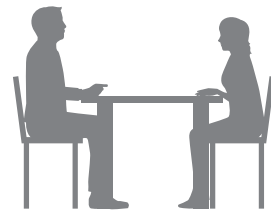
「どこにも頼るところがない」「誰に相談してよいのかわからない」と思った時には、まず、当協会の「消費者調査サポートセンター」へお気軽にご相談ください。調査のプロが親身になって対応致します。

【電話番号】☎0120-109-490

【メール相談】info@tochoukyou.jp

【無料相談フォーム】当協会ホームページ「相談窓口」

★★★相談無料・年中無休・24時間対応★★★



<http://www.tochoukyou.jp>



Tokyoto Investigation Service Association

一般社団法人
東京都調査業協会
【事務局】東京都千代田区岩本町2-6-12 曙ビル4階
TEL 03(3861)2301(代表)

令和5年1月15日発行 第102号
発行所 一般社団法人 東京都調査業協会
発行人 神谷 知宏
編集人 白鳥 泰彦
制作 (有)アイ・エム・プランニング
定価 330円

<http://www.tochoukyou.jp>

都調協だより

2023.1 No.102

一般社団法人 東京都調査業協会

～公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例～
いわゆる「迷惑防止条例（東京都条例）」

つきまとい行為等に係る 情報提供の禁止

規定を新設（5条の3）

つきまとい行為等(※)をするおそれがある人と知りながら、その人に対し、その相手方に対するつきまとい行為等をするために必要となる情報の提供を禁止するものです（令和4年10月1日施行）。

※ 悪意の感情を充足する目的によるもの
ストーカー規制法にも同様の規定があります。



「情報」ってどんなもの？

氏名、住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス、SNSアカウント、
避難先等の情報、使用車両等、勤務先（通勤ルート）、
通学先（通学ルート）など

つきまとい行為等をするために必要な情報です！

お問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課 電話 03-3581-4321（代表）



就職や結婚のときに、出身地や家庭環境
を調べる身元調査は、いますぐやめましょう。

差別につながる身元調査をしない決意、させない社会